

# 就労継続支援B型における

## 「工賃」という呪い

松橋雅鳳

僕は令和2年5月から令和3年4月まで、途中休んでいた時期はあったものの、就労継続支援B型という昔でいうところの作業所にて働いていた。給料は時給100円程度で、一日2時間、週4日間くらい働いて、弁当代が給料から引かれ、だいたい月に2千円くらいの報酬を得ていた。

仕事の内容は、内職や農業。ことのほか農業はキツく、40℃を超えるビニールハウスにて意識を失いそうになりながらミニトマトの収穫をさせられたこともあった。障がい者に農業をやらせようという動きがあるが、時給100円でこのような重労働をさせるなど、絶対におかしいと思う。農作業が精神に良い働きをもたらすという話もあるけど、程度の問題。楽しくゆるくやるならいいかもしれないが、暑いときの農作業は本当にキツイ。

僕が何よりショックだったのは、僕が月に2千円を稼ぐのに、市から施設に利用料が月額10万円も支払われていたことだ。素直な気持ちをいえば、その半分でも障がい者へ直接支援してくれば、助かると感じる障がい者は多いのにというものであった。障がい者の家族等は、日中活動する場所があるだけでありがたい、という人もいるのは事実である。私もそういった話を聞いたことがある。だがこれは、税金の分配の問題である。障がい者に対して税金で支援するのだが、障がい者と施設への配分の割合が、障がい者にとって不利すぎる、ひどすぎると思うのである。

だいたい人が働いているときに、世の中には最低賃金という制度があるけれど、その最低賃金の10分の1の賃金で、人としての尊厳が保たれると思うだろうか。さらに、障がい者への賃金は、「工賃」と呼ばれ、賃金ではないから最低賃金法の適用を免れるという、本当にひどい制度なのである。賃金ではなく、工賃しかもらえないから、薄給で我慢しろというのは、あんまりではないか。私は県庁職員としてB型事業所以外の仕事をした経験がある。その時と比較すると、障がい者への虐待といってもいいような報酬であると感じる。

政府が施設に補助金を支払うなら、いろいろとやりようがあるはずである。最低賃金と工賃の差額を支給するという方法もあるだろう。B型の工賃だと、一日4時間、週5日働く人であっても（それがMAXなのだが）月給8千円程度にしかならない。これは労働の対価として、許されて良い額なのだろうか。施設側の言い分としては、障がい者が障がい

に配慮してもらいながら働くのだから、通常の最低賃金などとても払えないというものだ。しかし、障がい者当事者が働いた成果を月8千円しか受け取れないのに、市から利用料として月10万円も受け取っているのは、バランスが悪すぎる。月1万円程度の市からの支払いであれば、何も感じなかったかもしれない。施設を維持するのに、建物の賃借料、人件費、光熱水費等々お金がかかるのは理解するが、これは障がい者と施設の分配を巡る問題なのである。障がい者にあまりな分配のあり方に、僕は怒りを感じているのである。

当初B型を利用するとき、お金がすべてじゃ無いと思っただのは事実だ。そういう気持ちで勤め始めたものの、労働者である障がい者への分配があまりにも少ない。このような分配を見せられて、お金がすべてじゃないと言ったのがバカらしくなった。結局、僕は時給100円で働くくらいなら家でゆっくりしていた方が良いと思い、B型を辞めたのである。働けない、あるいは健常者ほど働けない障がい者の処遇をどうしていくか。テレワークという働き方が急速に普及してきていて、今が過渡期かと思っている。テレワークによって、僕のように特定の場所へ出かけて働くことが苦手な障がい者も、仕事を得られる可能性が出てきた。人が働く以上、「工賃」という差別的な仕分けではなく、賃金が支払われるべきであると考え。その賃金は、当然最低賃金をクリアしている必要がある。報酬の伴わない仕事に、やりがいなど無い。障がい者だからといって、やりがいのない仕事を与えたままで良いのだろうか。

この問題は派遣労働者の人たちの給料が、人件費ではなく物件費で経理されていることと似ている。派遣労働者の人たちも、自分が人間扱いされていないと感じたはずである。障がい者も、この「工賃」という言葉によって傷ついている。「工賃」だから最低賃金よりも安くてもいいというのは、問題のある制度と考える。

障がい者も働くのであれば、きちんと「人」として認められたい。僕以外の障がい者がどう考えているかを聞いたことはないが、B型を批判することは居場所がなくなることを意味しており、不満があっても言えない人が多いと思う。

近年、八戸市でも就労継続支援B型がどんどんできていく。これだけ設立が多くなっていくのは、障がい者の数に対して元々あった施設数が少なく需要があるということももちろんあるのだが、何より事業としておいしいと資本家が考えているからである。B型の大事な収入源は市から支払われる給付金等である。市が払うものなので取りっぱぐれはない。ここで問題になるのは、給付金を障がい者の工賃として支払ってはいけないというしぼりがあることである。障がい者の工賃は、障がい者が働いて得た分からのみ支払えることになっただけで、内職をやったり農業を手伝ったりということでは、それほど多くの収入は得られず、結果工賃が最低賃金の10分の1とかになってしまっている。

僕が問題にしたいのは、給付金によってスタッフの給料はまかなえており、スタッフの給料は最低賃金を当然クリアーしているので、同じ場所で働いているのに、ものすごい格差が生じてしまっていることである。障がい者が存在していることが、給付金の支給の根拠であるのに、その根拠となっていない障がい者への配分が少なすぎる。障がい者が働いて得た事業収入から工賃を払うというのは、一般の人の理解を得やすい制度であると思うけど、障がい者が人としての尊厳を感じられるようになるためには、良くないシステムである。スタッフの賃金にしても良くて、障がい者の工賃にしてはいけない理由はなんでしょうか。役所のやっていることなので、一応理由はあると思うのですが。

B型の工賃の問題がこれまであまり取りざたされてこなかったことは、障がい者がB型以外になかなか就労できる場所がないからです。もし告発して、B型を利用できなくなったら、困るといふ人が多い。だから、僕以外の障がい者はあまり不満を言わないけれど、僕はそれが不満がないということではないと思っています。一般の人からすると、障がい者が障がい者の得た事業収入から工賃をもらうことは、当然のように感じると思う。しかし、賃金というものは、利益が確定する前に計上されるもので、事業で黒字になったものから配分するというのは、本来は配当の考え方である。労働者の中で最も弱いと思われる障がい者の工賃の決め方が、資本家の配当金と同じ理屈で決められているというのは、おかしいのではないか。事実、スタッフの賃金は経費としてB型事業所の収入がどうであれ、決まった額が支払われている。

八戸市でもB型事業所がどんどんできてきていることは、障がい者の居場所ができていくことで望ましいことなのかもしれない。しかし、僕はB型が今のままの制度で広がっていくことには危機感を抱いている。現在のB型は、障がい者の犠牲の上に成り立っている制度である。事業収入はそれほど大きくなって、だからこそ障がい者の取り分が少ないのだが、市からの給付金、利用料といったことが収入の柱になっている。公的資金を当てにしたビジネスで、事業収入を大きくしようとする動機が薄くなっている。結果として、市からお金の入る施設側は潤うけれど、障がい者は「工賃」という名目の元で、低賃金の労働をするハメになっている。

B型↓A型↓一般就労、という一応のステップアップは想定されているが、事実上B型からA型へ移れる人は、ほとんどいないようだ。ゼロではないけれど、という程度。A型事業所は、雇用契約を結ぶので最低賃金が保証されている。B型からA型へ、皆がいずれ移れるのなら現行の制度でも少し我慢すれば良い話だ。しかし、実際はB型にいる人はB型で働き続けており、B型にいたまままで幸せになれるような制度設計が必要ではないだろうか。

## 就労継続支援 B 型における「工賃」という呪い

僕はこの「工賃」というマジックワードが、B型の課題を覆い隠しているような気がする。「工賃」と呼ばれることによって、人が人として認められる最低ラインをクリアーできないことを隠してしまっているような気がする。B型事業所は、この「工賃」という呪いをまずは払拭しなければならない。

松橋雅鳳

まつはし がほう

1978年青森県生まれ。東北大学経済学部を経て、青森県庁奉職。在職中、弘前大学大学院を修了。統合失調症の悪化により、2016年青森県庁辞職。現在は療養しながら、文芸の活動をしている。